

中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	佐伯 仁志		
NAME	Saeki Hitoshi		

中央大学特定課題研究費による研究期間終了に伴い、中央大学学内研究費助成規程第15条に基づき、下記のとおりご報告いたします。

1. 研究課題

過失犯論の総合的研究

2. 研究期間

2021・2022年度

3. 費目別収支決算表

掲載省略

4. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

本研究は、過失犯理論の総合的な再検討を行うことを目的として、わが国の判例・学説を分析すると共に、比較法的観点から諸外国の判例・学説を検討し、さらに、過失犯に関する実証研究をリサーチして過失処罰の今後の在り方について検討を行おうとするものである。2021年度は、わが国の判例・学説の分析と主にアメリカ法についての研究を行った。2022年度は、ドイツ法について研究を行ったほか、不法行為制度を廃止したニュージーランド法の検討を行った。検討を進めていく過程で、今後のあるべき姿としては、過失犯の成立範囲を大幅に縮小し、最終的には廃止するのが望ましいという考えに至った。そのような方向での改革を行うための最大の障害は、被害者と社会の応報感情であるが、このような感情が最も先鋭な問題となるのは、死刑制度をめぐる議論においてであるため、過失犯の検討からはやや回り道となるが、日本とアメリカにおける死刑制度をめぐる議論において、被害者と社会の応報感情の問題がどのように扱われているかについて検討を行った。

研究成果の公表については、最後の点について、「アメリカ死刑制度の近時の動向」『実務と理論の架橋—刑事法学の実践的課題に向けて—』（成文堂、2023年）983-1018頁として研究成果を公表した（基礎研究の研究成果も含んでいる）。そのほかの点については、過失犯の将来的廃止の提言という大きな課題であるため、いまだ論文の形にまとめるに至っていない。できるだけ早く論文にまとめたいと考えている。

（英文）

. This research aims to reexamine the theory of criminal negligence comprehensively. In the course of the research, I came to the conclusion that it would be desirable to drastically reduce and ultimately abolish the scope of negligence offenses in the future. As the biggest obstacle to such a reform is victims' and society's demand for retribution, I have researched the debate over the death penalty in which the demand for retribution become the most acute issues.